

ちくし 法律事務所

The guardians of Rights
2016 SUMMER NEWS



SHICHIFUKUROU Keisuke Obba ©

「七福神…。虹色のふくろうたち」
ペーパー・スクリーン版画 大場 敬介



弁護士
浦田 秀徳

Hidetoshi Umeta

高校の同窓会の案内が来ました。出欠回答に質問が入っていて、「これからの人生をどう生きますか？」。とても大きく深い問いに考えさせられました。

九州国立博物館で東山魁夷展が開かれています。これは戦後間もない1950(昭和25)年、「道」という作品を画いています。シンプルな風景画ですが、それに留まらない。自然描写に託して当時の日本人の心の進むべき「道」を描こうとしたようです。

全神経を集中させて相手の話を聞き、みずからの存在をかけて「ことばの処方箋」を出すことが自らの役割である。榎野典夫医師の言葉です(がん哲学外来へようこそ)。

われわれも、全神経を集中させて相談者・依頼者の困難な状況を把握し、弁護士として人間としての知識と経験と存在をかけて最善の解決案とそこに至る道とともに考え、ともに歩む。それが使命であると考えています。

人生における後悔を尋ねると、「チャレンジしなかったこと」という高齢者がほとんどだとか。そうならないようこれからも、難しい課題にチャレンジしつつ、地域の人々とともにあるべき「道」を着実に歩んでいきたいと考えています。よろしく願っています。

寄稿

「保険代理店から見た地震対応」



有限会社あおぞら保険

川添 廣志

Hiroshi Kawano

プロフィール

昭和63年06月01日
南川添保険サービス設立 代表取締役就任
平成17年04月01日
南あおぞら保険に社名変更
損害保険ジャパン エリアサポート代理店認定
現在に至る

その他役職

九州国立博物館を愛する会	理事長
和つくし青年会議所シニアクラブ	理事
太宰府ローテークラブ	副会長
筑業法人会	理事
筑業同税会	理事
損害ジャパン福岡中央支店JSA	支部長

趣味

山登り・スキー・ゴルフ・ラジオ体操
韓流歴史番組鑑賞

ちくし法律事務所さんと
は、筑紫地区のボランティア団
体で一緒に活動をさせていただき、日頃大変御世話
になっております。そのご縁で今回の寄稿の依頼を
いただきました。私の所属する「あおぞら保険」は
ちくし法律事務所さんと同じように筑紫地区で地
元のみなさんといっしょに長年にわたって仕事をさ
せていただいている地元密着の保険代理店です。

今回は地震と地震対応について少し述べさせていただきます。
5月の熊本地震が起きて、3ヶ月が経とうとして
います。しかしまだまだ余震が続き、熊本大分の
みなさんは今なお安心できない日々が続いているこ
とも思います。また被災者のみなさんはまだまだ厳
しい生活をされていること心からお見舞い申し上
げます。

みなさんも記憶があると思いますが、筑紫地区
でも11年前に福岡西方沖地震(地震保険170億
円の支払い。)で初めて大きな地震を経験しまし
た。地震が発生した日は晴れた日曜日でした。ボラ
ンティア活動後宝満山を下山中、山の小道が崩れ、
齊に花粉が飛んだ風景を思い出します。また直に
携帯電話が繋がらないくらいのパニック状況がスタ
トし、自宅に、友人に電話しても繋がらない状況が
続きました。

私も翌日の月曜日から保険会社の鑑定人と待ち
合わせ、お客様の家を軒づつ廻り、地震保険の対象
になるかどうかを確認したことを思い出します。
鑑定人と、あるお客様の破損したビルに入ったとき
に突然余震が起こり、くずれるのでは?と大変怖い
思いをしたことを思い出します。

しかもこの怖い地震がいつ来るかわからないもわか
りません。しかし地震後の損害・生活再建では、被
災者に大きな違いができております。その違いは
事前の地震対策の有無ではないかと考えます。

1番目は地震保険をリスクファイナンスの観点から
6つの注意点を説明させていただきます。

- ◆住宅・家財の地震保険は火災保険に付帯した特約保険です。火災保険金額の30%から50%までしか契約できません。完全な復旧保険金ではありませんが、復旧の為には大切な資金の一部になります。地震保険の有無を必ず確認しましょう。
- ◆地震による火災は火災保険単独ではではありません。必ず地震保険が必要で。
- ◆家財にも地震保険をつけておくことが大切です。災害復旧費用に大いに役に立ちます。
- ◆地震危険に関して最近民間の保険会社が、新たに開発した上乗せ特約等がでてきているので、担当の保険代理店に相談の必要があります。
- ◆住宅ローンを持っている家庭は真剣に地震保険を

考える必要があります。2重ローンが発生する可能性があるので。
◆ケガの保険も天災時にもできる特約をつけておきましょう。

- 2番目に地震対応全体でお伝えしたいことは次の6点です。
- ◆九州は、揺れも液状化も津波も火災もあり、地震も被害の総合パートである事の認識です。(福岡の近くには警固断層・西山断層があります。)
- ◆家庭で、震災対策を話し合いましょう。(自宅の居間が震度7で揺れたら...) (特にフロク解には要注意)
- ◆寝室だけでも家具を固定、無理なら家具はおかない。
- ◆ためらわないで、すぐに避難。(地震だ、津波だ。すぐ避難)
- ◆地震保険とはリスクファイナンス、まずは専門家に相談を。

最後に地震だけでなく、日常生活のリスクに対して、日頃から3人の信頼できる友人を持っておくことが大切だと言われています。それはお医者さん、弁護士さん、保険の代理店だそうなんです。あなたのリスク管理の為に、まずは信頼できるこの3人を探されたらいかがでしょうか。

寄稿

「想いを大切に」

故人と遺族の絆を繋ぐ架け橋



株式会社 友心

代表取締役

岩橋 ひろし

Hiroshi Iwashi

プロフィール

1976年、福岡市生まれ。
専門学校を卒業後、福岡温泉旅館「和多屋別荘」にて全国初の男性中居「男組」の中居頭を務める。
2012年3月に遺品整理士を取得し、4月に那珂川町「友心まごころサービス」を立ち上げる。
現在、同社の代表を務めるとともに、一般社団法人家財整理相談窓口の監事も務める。

という悲しい現実もあります。

私は、平成24年4月、友心・まごころサービス（株式会社 友心）を那珂川町で設立しました。お亡くなりになった方の部屋をご遺族の代わりに整理する「遺品整理」という仕事をメインとし、生前の家財整理、空き家となっている家の整理、会社移転に伴うオフィスの整理などの各種家財整理の専門会社です。

最近では、孤立死（孤独死）、自殺、事件、ゴミ屋敷といった現場の「特殊清掃」を含む遺品整理のご依頼が増えてきております。そのような特殊な現場に関するご依頼が増えている背景には、核家族世帯の増加や少子高齢化など現代社会特有の問題があります。近隣の方々との関わりが薄くなった単身世帯は、社会的に孤立しがちです。近隣の方が異臭によって、お亡くなりになっていたことに気づく

しております。

そのような最期を迎えるために生きてきた人は誰一人としていません。お亡くなりになる前日まで普通に生活をしていたお部屋には、故人の生きてきた証が多数遺っておりますが、凄惨な状況下では、その全てが廃棄処分されてしまうケースがほとんどです。弊社は、ただ遺品を処分するのではなく、個人の生きてきた証をきちんと整理し、ご遺族の方々にお渡しすることをポリシーとして取り組んでいます。

このような時代だからこそ「遺品整理業」の需要が高まっています。しかし、単なるビジネスとして参入する業者も多く、部屋の中で出てきた現金や貴重品を「処分して」と言われたので我々の物」と言って転売する業者や、一旦安く見積もりをしたにも拘らず価値のある物が見つからなかったために追加料金を請求する業者さえ存在します。全国的に様々なトラブルも発生し

弊社では、身勝手な業者の軽率な行動により下がる業界イメージの健全化のために、行政機関とも連携を進めています。また、人と人との繋がりの希薄さを改善し、孤立死や自殺者を減らすために「今はもう語る事の出来ない故人の想いと、遺された個の想い」をお伝えする講演活動にも積極的に取り組んでおります。

伝えられない大切な想いを抱えたまま、孤独にひっそりとお亡くなりになる方を少しでも減らしたい。私は、悲しい現場に数多く立ち会ってきた経験から、人と人との繋がりの重要性を強く感じています。弊社は、筑紫地区に根ざして活動されているちくし法律事務所の方々と協力し、より良い地域社会を実現していきたいと考えています。



弁護士
山野 和也

Kazuya Kimoto

私が弁護士1年目に取り扱った事件をご紹介します。

相談者Aさん（20代前半）は、コンビニで正社員として勤務し、1日に約13時間、月に300時間以上も働いていました。いつ身体を壊してもおかしくないような長時間労働で、親御さんも大変心配されていました。Aさんは若者らしい盲目的な責任感で休むことなく勤務されていました。しかし、固定給の月18万円が支払われているだけで、残業代は支払われていませんでした。

雇用契約書も、タイムカードもなく、証拠はシフト表ぐらいで、しかもそこに

は断片的なことしか記載されていませんでした。会社側が勤務時間等を否認すれば立証が厳しくなりそうだというのが、私の当初の印象でした。

それでも、Aさんの献身的な働きは正當に報われるべきであり、何とか力になりたいと思いました。

そこで、まず、Aさんから勤務の実態を丹念に聴取りました。その内容をもとに、法的に主張を組み立てていきました。また、シフト表をもとに、資料がない部分は勤務時間の周期から推定して、未払残業代を計算しました。

そして、裁判所に労働審判を申立てました。

労働審判は、基本的に3回の期日で結論を出す手続きで、その簡易迅速さが評価されて活発に利用されています。

審判では厳しいやりとりになるだろうと思いつながら期日を待っていました。しかし、期日の直前、会社側の弁護士から、残業代300万円を支払うとの和解案が届きました。時効の関係で残業代は2年分しか請求出来ないことを考えると、月

12万5000円の残業代が認められた計算になります。残業代請求の労働審判で300万円の支払いはかなり高額な部類です。そのような金額を支払うというのですから、とても驚きました。審判で争ってもっと高額な残業代を求めるという選択肢もありましたが、Aさんも、自分の働きを認めてもらったことに納得した様子で、この和解案を受け入れるということになりました。

そして、第1回期日の冒頭、こちらの側から、「素晴らしい和解案に感謝しています。受け入れます。」と述べたところ、これからの審理に身構えていた裁判官は、拍子抜けした様子でした。コンビニの経営者の方からは、「彼には未来がある。自分は経営者として未熟だった。」「今後は改善していきたい。」との言葉がありました。経営者の方とAさんは分かり合うことができ、めでたく和解が成立しました。

この事件は、人はわかり合うことが出来るということを教えてくれました。その想いを胸にこれからの弁護士活動を頑張っていきたいと思います。



井護士
稲村 晴夫
Haruo Inamura

今年上半期の近況
報告です。

①三月に家族と一緒にイタリア旅行をしました。ミラノからナポリまでの駆け足旅行でしたが、イタリアの歴史・芸術に触れることができ楽しいひとときを過ごしました。

②イタリア旅行に備えて塩野七生氏のイタリアものをいくつも読みましたが、イタリアの歴史の複雑さは一朝夕には理解できないことを痛感しました(だからこそ面白いのですが)。

③五月二十九日に知人らと雨の中九重の平治山に登り、山肌をピンクに染めるミヤマキリシマを堪能しました。



井護士
追田 登紀子
Keiko Tsukamoto

人間という存在の神々しさに目を開かされ、人と共にある弁護士として生きようと決意させられた。

たハセン病の裁判。その最終幕となる家族訴訟の弁護団に参加しています。先日、宮古島の療養所を訪問しました。その素晴らしい景色と、原告さんたちの人生のコントラスト。少しでも彩のある人生を回復されるように力を尽くしたいと決意しております。



井護士
田中 謙二
Kenji Tanaka

ヤフーニュースの湯浅誠さんの連載「いもでも進める子どもへの貧困対策」。「嘆いていても、その子たちの状況は改善しない。「親は何やってるんだ」といらだつだけでも、改善しない」「それでも、いもを進める。そのいもには、「不十分」「もうと根本的」とだけ指摘する言葉の1万倍の価値がある」という指摘は正しいと思う。官民プロジェクト「子供の未来応援基金」の寄付ページを開いた。今の私のいも。



井護士
井上 茉彩
Mai Inoue

交通事故の「相談・依頼」で、弁護士費用特約を利用される方が多くなっています。弁護士費用特約とは、「自身の任意保険会社との間の契約で、交通事故の被害に遭い、

弁護士へ相談・依頼する際、その弁護士費用を自身の任意保険会社が負担してくれるというものです。

相談に来られ「そんな特約つけてないと思う。」と言われていた方が、保険会社へ確認したところ、ご自身または配偶者がこの特約を付けていたので利用できるということが多々あります。是非一度確認のうえ、有効利用してください。



井護士
森 俊輔
Shunpei Mori

「誰もが安心して暮らせる社会にしたい」この望みは、そんなに欲

張ったものでしょうか。人種、国籍、性別、世代が異なっても、主義主張がそんなに異なっていない、誰もがお互いを尊重し合える社会であり続けたいものです。家に帰り、生まれてから月ほどの長女を抱く度に、一個人として、弁護士として、何ができるのかを考える日々です。

何かしらの選挙に立候補しようと考えているわけではありません。悲しからず。

いつの頃からか
虫がダメになってしまい。。。
木陰や石の下から子供が
ダンゴムシを集めて
見せにきてくれる度に
ゾッとしています。
(柴田)



浅草寺に3人で行き
全員おみくじで凶を引いたとき。
お寺の方が見かねて引き直して
いいよと言ってくれました。
浅草寺は凶が出る確率が高いと
後から知りました。
(吉田)



足がたくさんある生き物が
大の苦手な私。
先日、庭の植木鉢を動かしたら、
100匹くらいのヤスデのかたまりが
いっせいに四方八方へ・・・ゾゾッ
(入江)

事務所に入って何年？
という話になり、
自分の勤続年数を再確認して
ゾッとしました。
いつまでも下っ端の
新入気分ているけれど、
そうは言っていられない年数です。
(堀下)



ゾッと話す話

中学の頃だったか、
夏の土曜日夕方6時に
自分の部屋を出ようとしたら
部屋の奥に置いていた
ギターが倒れる音が・・・もう！
と思い戻ったがギターは立ったまま。
ゾ～ッ (原田)



弟が免許取立ての頃。
迎えをお願いしたら、
遠くからフラフラと近づいてくる車が…。
まさかあれ?!と思ったら通り過ぎた。
10分程してまたその車が・・・弟!!
この車に乗るのかと思うとゾッとした。
(佐々木)



演奏会の本番中、
オーケストラがずれそうになった時。
怖い!どうしよう!
とアドレナリンが体中を駆け巡ります。
(行田)

セミナーのご案内

ちくし法律事務所では、平成23年秋から「セミナー」を定期的に開催しています。
身近で生活に役立つ法律のお話を、ちくし法律事務所の弁護士がわかりやすく解説いたします。
私たちとともに、おとなの手習いはじめてみませんか？

どなたでも参加でき、**受講は無料**です。事前の予約も必要ありません。お気軽にお越し下さい。
平成28年後期の日程や会場は次のとおりの予定となっております。

③と④の会場については、まだ予約ができていませんので、変更の可能性があります。
ちくし法律事務所のブログ(「ちくし法律事務所のニュース」で検索)で確認していただくか、
お電話(092-925-4119)にてお問合せいただくと確実です。

- | | | |
|------------------------|-----------------|---------------------------|
| ①平成28年 9月 8日(木)19時～ | 太宰府市・いきいき情報センター | 弁護士田中謙二による「中小企業法務」の講座 |
| ②平成28年11月 9日(水)19時～ | 大野城市・まどかびあ | 弁護士井上茉莉・山野和也による「家庭と法」の講座 |
| ③平成29年 1月24日(火)19時～ | 筑紫野市・生涯学習センター | 弁護士森俊輔による「交通事故」の講座 |
| ④平成29年 3月11日(土)10時30分～ | 太宰府市・いきいき情報センター | 弁護士迫田登紀子による「エンディングノート」の講座 |



ちくし法律事務所
CHIKUSHI LAW OFFICE



〒818-0056 福岡県筑紫野市二日市北1丁目1番5号
代表TEL 092-925-4119
代表FAX 092-925-4127
URL <http://www.chikushi-lo.jp/>